

インターンシップ(キャリア形成)支援規程

制定 令和5年7月26日

(趣旨)

第1条 この規程は、岐阜市立女子短期大学（以下「本学」という。）の学生が、社会経験を通し、職業意識の向上を図るため、インターンシップ（キャリア形成）の支援に必要な事項を定める。

(支援対象インターンシップ)

第2条 支援対象となるインターンシップは、企業及び官公庁等(以下企業等とする)が募集又は本学と連携して行うインターンシップのうち、「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取り組みの推進に当たっての基本的考え方」（文部科学省・厚生労働省・経済産業省の三省合意（平成9年9月18日制定））において別紙1のタイプ2及び3に相当するものとする。

(企業等募集の支援手続き)

第3条 インターンシップの参加に必要となる支援を希望する学生は、企業等の募集要項等を学長に提出し、必要な支援を申し出る。

- 2 進路支援委員会は、申し出のあった企業等の募集要項等を確認し、学生に対し推薦等の必要となる支援を行う。
- 3 進路支援委員会は、企業等の募集要項等において、大学内での選抜の規定がある場合には、企業等の申込期限に合わせた対応を行い、選抜が必要となった時には、別に定める実施細目により推薦者を決定し、申し出た学生に結果を通知する。

(学科が定めるインターンシップ)

第4条 各学科が実施するインターンシップについては、前条の規定に拘わらず学科の担当教員において企業等への受入の調整等を行う。

- 2 前項のインターンシップを実施する場合は、学長の承認を得る。

(単位認定)

第5条 学科は、インターンシップを修了した者（大学の推薦を不要とする企業等のインターンシップを修了した者含む。）に対して、学科の判断により単位を認定することができる。

- 2 単位認定に関する日数、提出物その他必要事項については学生が所属する学科が設定し、学科の科目担当教員が必要な手続きを行う。

(保険加入)

第6条 インターンシップに参加する学生は、学生教育研究災害傷害保険等の学生賠償保険に加入をする。

(費用)

第7条 交通費、報償費等は、大学からの支出はない。

(服務等)

第8条 参加学生は、インターンシップ時間中は、企業等の定める業務に従事し、目的の達成に努めなければならない。

- 2 参加学生は、業務経験時間中は、企業等の指導、監督等の担当者の指導、指示等に従わなければならない。
- 3 参加学生は、企業等の名誉を毀損するような言動を行ってはならない。
- 4 参加学生は、業務経験により知り得た情報（公開されているものを除く。）を漏らしてはならない。
- 5 参加学生は、病気等のため予定されていた業務に就くことができない場合は、企業等の定めに基づき対応し、企業等の指示に従わなければならない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、インターンシップ（キャリア形成）に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(附 則)

この規程は、令和5年7月26日から施行する。